二　第四章の規定による保険給付及び第五章第三節の規定による日雇特例被保険者に係る保険給付の支給、第六章の規定による保健事業及び福祉事業の実施、第百五十五条の規定による保険料の徴収その他の厚生労働省令で定める事務に係る被保険者若しくは被保険者であった者又はこれらの被扶養者（次号において「被保険者等」という。）に係る情報の収集又は整理に関する事務

三　第四章の規定による保険給付及び第五章第三節の規定による日雇特例被保険者に係る保険給付の支給、第百五十五条の規定による保険料の徴収その他の厚生労働省令で定める事務に係る被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務

2　保険者は、前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、他の社会保険診療報酬支払基金法第一条に規定する保険者と共同して委託するものとする。

附則第三条第四項中「。以下この項において同じ。」及び「と前年の全被保険者の標準賞与額を平均した額の十二分の一に相当する額との合算額の二分の一に相当する額」を削り、「規約」を「その規約」に改め、「定めた額」の下に「を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額」を加える。

附則第四条の四中「第百七十三条」と、」及び「除く。）」と、」の下に「次条の規定により読み替えられた」を加える。

附則第五条中「千分の百六十四から」を「千分の百三十から」に、「及び」を「同条第二項中「同項の政令で定める割合」とあり、」に、「あるのは「千分の百三十」と、」を「あり、及び」に、「「千分の百六十四」」を「、「千分の百六十四」」に改める。

附則第五条の二中「平成二十二年度から平成二十四年度までの間」を「平成二十七年度において」に、「附則第十三条の四第一項第一号」を「附則第十三条の五の八第一項第一号」に、「附則第十三条の二第一号」を「附則第十三条の五の六第一号」に改め、「読み替えられた」の下に「前条の規定により読み替えられた」を加え、「附則第十三条の二第三号」を「附則第十三条の五の六第三号」に、「附則第十四条の三第一項第一号」を「附則第十四条の七第一項第一号」に改め、「、前条中「千分の百三十」とあるのは「千分の百六十四」と」を削る。

附則第五条の三中「平成二十五年度及び平成二十六年度」を「平成二十八年度」に、「附則第十三条の五の四第一項第一号」を「附則第十三条の八第一項第一号」に、「附則第十三条の五の二第一号」を「附則第十三条の六第一号」に改め、「読み替えられた」の下に「附則第五条の規定により読み替えられた」を加え、「附則第十三条の五の二第三号」を「附則第十三条の六第三号」に、「附則第十四条の五第一項第一号」を「附則第十四条の九第一項第一号」に改め、「、附則第五条中「千分の百三十」とあるのは「千分の百六十四」と」を削り、同条の次に次の四条を加える。

第五条の四　平成二十七年度においては、第百五十三条及び第百五十四条並びに附則第四条の四から第五条の二までの規定にかかわらず、国庫は、附則第五条及び第五条の二の規定により読み替えて適用される第百五十三条第一項、附則第五条及び第五条の二の規定により読み替えられた第百五十三条第二項、附則第四条の四及び第五条の二の規定により読み替えられた第百五十四条第一項並びに附則第四条の四の規定により読み替えて適用される第百五十四条第二項の規定により算定される額から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に千分の百六十四を乗じて得た額を控除して得た額を補助する。

一　平成二十六年度末における協会の準備金の額

二　附則第八条の五第二項の規定を適用しないとしたならば第百六十条の二の規定により協会が平成二十六年度末において積み立てなければならない準備金の額

第五条の五　平成二十八年度においては、第百五十三条及び第百五十四条並びに附則第四条の四、第五条及び第五条の三の規定にかかわらず、国庫は、附則第五条及び第五条の三の規定により読み替えて適用される第百五十三条第一項、附則第五条の三の規定により読み替えられた附則第五条の四の規定により読み替えられた第百五十三条第二項、附則第五条及び第五条の三の規定により読み替えられた第百五十四条第一項並びに附則第四条の四の規定により読み替えて適用される第百五十四条第二項の規定により算定される額から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に千分の百六十四を乗じて得た額を控除して得た額を補助する。

一　前条の規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる平成二十七年度末における協会の準備金の額

二　平成二十六年度末における協会の準備金の額

三　平成二十六年度において、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十三号）附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）第十五条第一項の規定により年金特別会計の健康勘定に納付された額を原資として、平成二十七年度中に協会に対して交付された額

四　平成二十七年度において、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第一項から第三項まで及び独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）第十六条第二項の規定により年金特別会計の健康勘定に納付された額（次条第二号ロ及び第三号において「納付額」という。）を原資として、同年度中に協会に対して交付された額

第五条の六　平成二十九年度以降の一の事業年度においては、第百五十三条及び第百五十四条並びに附則第四条の四及び第五条の規定にかかわらず、国庫は、同条の規定により読み替えて適用される第百五十三条第一項、附則第四条の四の規定により読み替えて適用される附則第五条の規定により読み替えられた第百五十三条第二項、附則第五条の規定により読み替えて適用される第百五十四条第一項及び附則第四条の四の規定により読み替えて適用される附則第五条の規定により読み替えられた第百五十四条第二項の規定により算定される額から、第一号に掲げる額（第三号に掲げる額がある場合には、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除して得た額）から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に千分の百六十四を乗じて得た額を控除して得た額を補助する。

一　平成二十七年度から当該一の事業年度の前事業年度までの間において毎年度継続して協会の一般保険料率を千分の百とし、かつ、前二条及びこの条の規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる当該一の事業年度の前事業年度末における協会の準備金の額

二　次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ　平成二十六年度末における協会の準備金の額及び前条第三号に掲げる額の合算額

ロ　平成二十七年度から当該一の事業年度の前々事業年度までの間において毎年度継続して協会の一般保険料率を千分の百とし、かつ、前二条及びこの条の規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる平成二十七年度から当該一の事業年度の前々事業年度までの間の各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額（平成二十七年度から当該各事業年度までの間において納付額を原資として、協会に対して交付された額がある場合には、当該各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額から、平成二十七年度から当該各事業年度までの間における当該交付された額の累計額を控除して得た額）のうち最も高い額

三　平成二十七年度から当該一の事業年度の前事業年度までの間における納付額を原資として、協会に対して交付された額の累計額